

仕様書

1 業務名

埼玉県農林公社 Jークレジット認証・販売業務

2 対象地域及び面積

市町村	対象森林面積 (ha)
秩父市	205.17
飯能市	28.91
小鹿野町	385.21
合計	619.29

※1 分収林契約期間が令和25(2043)年度以降となる契約のうち、Jークレジット制度の要件を満たす森林面積

※2 分収林の位置は別添位置図参照。

※3 対象森林の樹種および齢級構成は別添資料参照。

※4 見込面積であり、施業履歴等の精査により増減する可能性がある。

3 契約期間

契約締結の日から令和16(2034)年3月31日まで。ただし、協議により延長できるものとする。

4 関係制度文書

本業務の実施にあたっては、本仕様書の定めによるほか、次の Jークレジット制度事務局が定める次の最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- (1) 実施要綱
- (2) 実施規定（プロジェクト実施者向け）
- (3) 実施規定（審査機関向け）
- (4) モニタリング算定規定（森林管理プロジェクト用）
- (5) 方法論策定規定（森林管理プロジェクト用）
- (6) 定款（プロジェクト実施者向け）

5 吸収量（見込み）

（単位：tCO₂）

年度	吸収量（見込）	年度	吸収量（見込）
令和7年度 （2025年度）	4,383	令和11年度 （2029年度）	4,094
令和8年度 （2026年度）	4,325	令和12年度 （2030年度）	4,093
令和9年度 （2027年度）	4,273	令和13年度 （2031年度）	4,055
令和10年度 （2028年度）	4,172	令和14年度 （2032年度）	3,901
合計		33,296	

※1 埼玉県森林資源情報、森林経営計画における事業量を基にし、J-クレジット制度のモニタリング・算定規定により試算（吸収量（見込み）は、安全率として試算結果に0.9を乗じている）した。

※2 吸収量は、資源情報や事業量の精査、モニタリングの結果等により増減する可能性がある。

6 業務の進め方

(1) スケジュール

ア、イ、ウを標準とするが、協議により変更できるものとする。

ア 令和7(2025)年度

- ・プロジェクト計画書作成・登録申請
- ・審査機関による審査
- ・プロジェクト登録

イ プロジェクト登録以降（令和7(2025)年度内プロジェクト登録以降）

- ・モニタリング（地位の特定・面積のモニタリング）
- ・森林保護活動（巡視）の実施
- ・モニタリング報告書作成
- ・審査機関による審査
- ・J-クレジット認証申請

ウ 審査機関による審査以降、令和15(2033)年度まで毎年

- ・クレジット発行・販売
- ・制度事務局への活動報告（森林経営計画の写しの提出）

(2) 業務役割分担表

作業項目	時期	公社	共同創出者
プロジェクト計画書作成、登録	令和 7(2025) 年度	△	○
・プロジェクト計画書の作成支援			
・プロジェクト計画書事前資料整理		○	△
・現地調査		○	△
・プロジェクト登録申請書作成		○	△
・プロジェクト登録申請事務		△	○
審査(妥当性確認)			
・審査機関との妥当性確認業務委託契約(費用負担含む。)		—	○
・妥当性確認(現地検査)		○	△
・妥当性確認(書類検査)＜修正対応＞		△	○
森林管理	令和 8(2026) 年度から 令和 15(2033) 年度まで		
・森林の管理、整備		○	
・巡視及び結果の取りまとめ		△	○
モニタリング			
・航空レーザ計測データに基づく地位の特定(費用負担含む)		—	○
・審査機関との検証業務委託契約(費用負担含む。)		—	○
・モニタリング報告書作成		○	△
・モニタリング報告書申請		△	○
・モニタリング検証(現地検査)		○	△
・モニタリング検証(書類検査)＜修正対応＞		△	○
Jークレジット制度認証申請書作成		—	○
Jークレジット検証費用		—	○
Jークレジット販売(又は買取)		△	○

※○印は主に取り組む者とし、△印は○印者の補助を行うこととする。

7 情報管理及び情報保護対策

- (1) 本業務で取り扱う情報については、個人情報、発注者から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。なお、共同創出者が第三者に解析、集計等を依頼する場合は、公社に書面により協議し、承諾を受けなければならない。
- (2) 共同創出者は、機密情報提供、返却等の授受については、公社と協議のうえ行うものとする。

8 提供資料とその取扱い

(1) 提供資料

- ・森林経営計画（認定書付）
- ・施業履歴（1990 年以降の施業実態が分かるもの）
- ・森林簿
- ・森林計画図
- ・収穫予想表
- ・航空レーザ計測データ
- ・その他公社と共同創出者が協議の上、必要と認めた資料

- (2) 共同創出者は、提供資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し、本業務が完了したとき、協定が解除されたとき、又は本業務の遂行上不要となったときは、速やかに返却を行うものとする。

9 守秘義務

- (1) 共同創出者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。
- (2) 業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性が高く求められる資料を利用するため、紛失又は漏洩の無いように格別な注意を払うものとする。

10 紛争の回避

共同創出者は、業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了解を得るなど、紛争が起こらないように留意すること。

11 諸事故の処理

- (1) 共同創出者は、情報の漏洩を含む諸事故等については、速やかに公社に連絡するものとする。
- (2) 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、その原因が共同創出者による場合、共同創出者の責任により解決しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

12 その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、公社と共同創出者の協議の上決定し、公社の指示を受けるものとする。